**平成２２年（フ）第２３９４号**
大阪府茨木市双葉町３番アーバンウェル茨木1008、住民票上の住所大阪府茨木市彩都あさぎ５丁目10番32号の２
債務者　佐藤　幸一
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２５３５号**
大阪府門真市上島町18番２―203号
債務者　沢田みよ子こと　澤田みよ子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２５７８号**
大阪市福島区海老江７丁目17番14―103号
債務者　伊藤なつみ
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２６０２号**
大阪府豊中市庄内幸町２丁目29番11号
債務者　畑山美奈子（旧姓壹岐）
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２６５４号**
大阪市淀川区東三国６丁目10番10号　グレイスフル第２東三国Ⅱ―513号
債務者　上坂　幸正
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２６５５号**
大阪市北区長柄西１丁目１番37号
債務者　新玉　規勝
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２６９１号**
大阪市西淀川区大野１丁目４番12号　ハイグレードマンション山下50Ａ号室
債務者　西岡　修司
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２７２０号**
大阪市住之江区南港中４丁目２番13―611号
債務者　福井さやか（旧姓源本）
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２７２２号**
大阪府枚方市出口５丁目27番21―24号
債務者　橋本　純子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２７７３号**
大阪市住吉区苅田３丁目14番20―112号
債務者　藪上　晴幸
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２７７４号**
大阪市東淀川区東中島２丁目23番２―203号
債務者　成澤　雅樹
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２７７８号**
大阪市東淀川区東中島５丁目17番６号セシルハイツ305号
債務者　坂口　政春
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２８０７号**
大阪市此花区西九条５丁目３番14―304号
債務者　白井　貞夫
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２８０８号**
大阪府豊中市東豊中町５丁目２番120―502号
債務者　谷川　聡子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２８３４号**
大阪府交野市藤が尾２丁目８番４棟407号
債務者　沖原東洋志
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２８３６号**
大阪市東成区深江南３丁目22番15号　アトレーユ深江401号
債務者　森　なお子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２８４８号**
大阪府東大阪市吉田７丁目４番36―201号Ｎ’ｓパレス
債務者　山本　朱実
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第３０１号**
堺市北区新金岡町２丁３番23―306号
債務者　丸山　美惠（旧姓二見）
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係